

衛生だより

奈 井 江 町
奈井江町衛生協力会
平成28年 6月15日

◆猫の被害を受けないために

近年、野良猫による糞尿やゴミ荒らしについて、問題となってきておりますが、基本的に猫は「動物愛護管理法」により「愛護動物」に規定され、虐待にあたる行為が禁止されており、また野良猫か飼い猫かの区別がしづらく、また、犬のような登録制度や法的な放し飼いの制限がありません。そのため、町と衛生協力会では、被害の多い地域に啓発看板を設置してまいりますが、猫の被害を食い止めるには個人や町内会で対策を講じていただくこととなりますので、野良猫を近寄らせないための対策のポイントをお知らせいたします。

1. エサを食べに来ている場合



- 責任を持って飼うつもりのない猫には、エサをやらないようにしましょう。
- 野良猫には、通常数か所のエサ場をもっているため、エサだけが目的の場合にはエサをやらなくなってから1週間程度で来なくなるはずですが。
- 生ゴミなどは、食い荒らされないように管理しましょう。

2. ねぐらや休憩場所にされている場合



①進入口をふさぐ（猫の出入り口をふさぐ）

→ 完全にふさぐことが出来なくても、いつもと異なる状況になれば、猫は警戒します。納屋などのような、どこからでも入れる場所でも、猫が出入りする場所はだいたい決まっているので、その場所からふさぎましょう。

②おどろかす

→ 空き缶等に小石を入れておき、猫がやって来たら猫のそばに投げ、大きな音でおどろかす方法や、水鉄砲やホース等で水を発射しおどろかす方法があります。これらの方法は、人の姿を見せずに猫に自然現象だと思込ませることがポイントです。

③猫の嫌がる臭いをつかう

→ 出入り口や猫の休息場所に忌避効果のあるものをまく。ただし、効果は一時的なものなので、繰り返し行うことが必要です。

【忌避効果のあるもの】

木酢液、使わなくなった香水、柑橘類の皮、挽いたコーヒーのだしがら、クレゾール、塩素系漂白剤、にんにく・唐辛子、タバコの抽出液、市販の忌避剤など。
《木酢液による方法～ホームセンター等で購入し、倒れにくい缶や皿に入れ、猫の通路に設置します。スポンジ等に吸収させてから皿に入れると、効果が持続します。》

④猫を不快にさせる

→ 出入り口や猫が休息する場所に猫が嫌がるものを敷く。

【猫が嫌がるもの】

- ・アルミホイル（上を歩くと爪の先で音がするので嫌がる）
- ・目の細かい網（上を歩くと爪が引っかかり嫌がる）
- ・角がある大きめの砂利（歩くのに不快）
- ・水を撒いて濡らしておく（水で足が濡れるのを嫌がる）
- ・市販の猫よけとげとげマット（歩くのに不快）

{とげとげマット}



3. フンやおしっこをするために来ている場合

- トイレのあとに砂をかける習性を逆手にとって、焼き鳥の竹串をトイレにしている場所に10cm間隔で地面に垂直に立てると、砂をかけるために地面を引っかく時に竹串が足に引っかかるので、嫌がって、そこでトイレをしなくなります。
- トイレにしている場所に細かい網のネットを敷いてしまう。
- 臭いの強いハーブを植える。
- トイレにしている場所が畑の場合は、ネットで回りを囲む。

4. メス猫を求めて来ている場合

- 飼い猫を避妊すれば来なくなります。

猫の飼い主の皆さんへのお願い！

1. 屋内飼育をする。

交通事故・病気から守るためや失踪を防ぐためにも、飼い猫を屋内飼育しましょう。

2. 去勢・不妊手術をする。

猫は1年に2～3回出産し、すぐに増えてしまいますので、手術をして繁殖を防ぎましょう。

3. 身元の表示をする。

飼い猫とわかるように、首輪等をつけましょう。

4. 捨てない。

一度飼育を始めた猫を一生飼育するのは、飼い主の責任です。猫を捨てることは犯罪行為です。飼養を続けることがどうしても無理な場合は、新しい飼い主を探しましょう。